消費者

ホットは見すりニュース



「不用品を買取ります」の電話にご注意!の巻





見守りポイント

- ◎事前の電話では「服などの不用品を 買い取る」と言いながら、いざ訪問すると 貴金属を出すよう強要され、断りきれずに 貴金属を安く買い取られてしまったという トラブルが発生しています。
- ◎電話で「古着を買い取る」と勧誘して、家に来てから、電話の内容と違うものを買い取ることは法律で禁止されています。

対 処 方 法

- ◆来訪を承諾したあとで断ろうとしても 連絡先が分からないという事例もあります。 安易に来訪の約束をしないようにしましょう。
- ◆このような訪問購入(訪問買取)は、原則 契約してから8日間はクーリング・オフが できます。
- ◆クーリング・オフをしても、業者が買い取った 物品を「処分した」などと言って、返ってこない 場合があります。

岩出市役所(消費生活相談)

〒649-6292 岩出市西野209番地

TEL: 0736-61-6966

平日8:45~17:30

毎週木曜日 13:00~16:00(専門相談員)

和歌山県消費生活センター

〒640−8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

TEL: 073-433-1551

平日9:00~17:00

土・日10:00~16:00(電話相談のみ)